

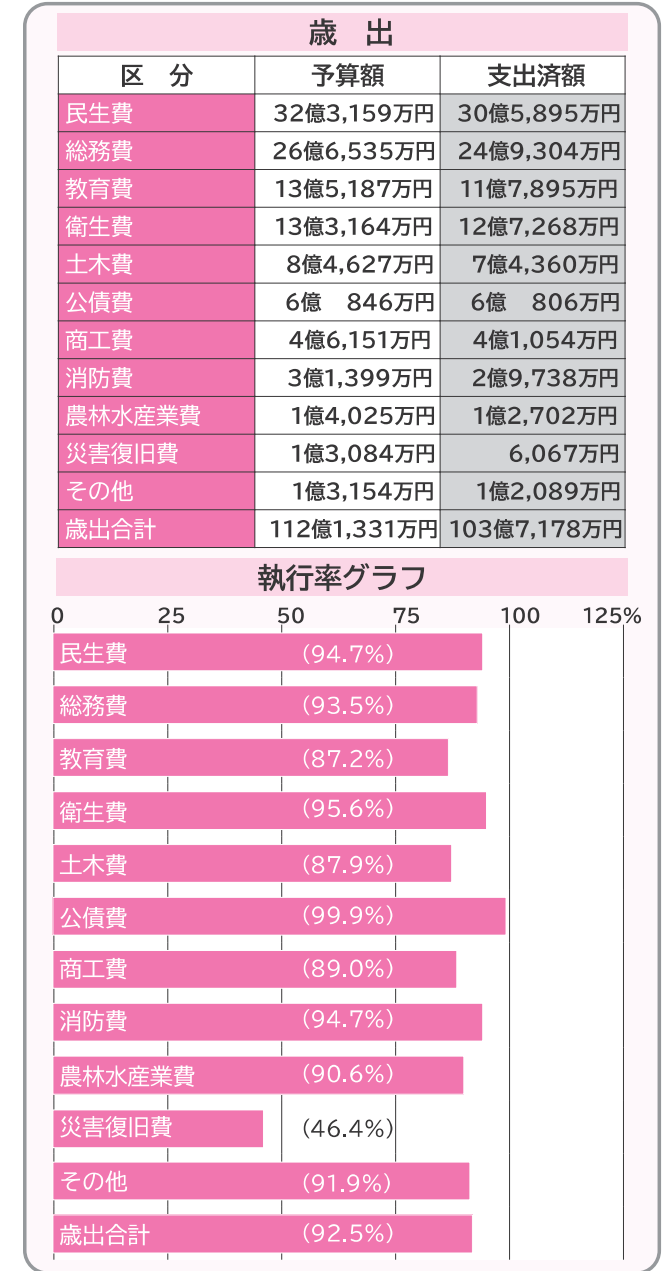
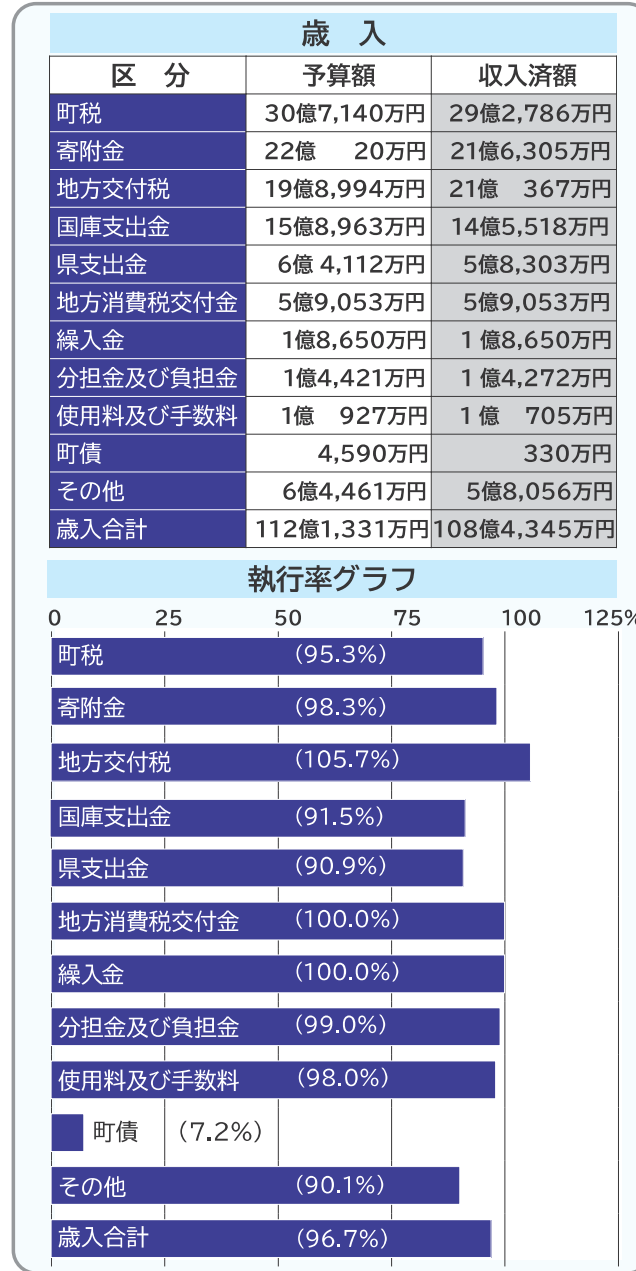
下半期 予算執行状況

令和4年度の予算執行状況(令和5年3月末現在)をお知らせします。

一般会計予算額は、補正予算を加えて112億1,331万円。歳出の執行率は92.5%です。一般会計の科目ごとの執行状況と、特別会計・企業会計の執行状況は下の表とグラフのとおりとなっています。

政策企画課財政係(2階②番窓口) ☎0224-53-2112

① 一般会計の状況(歳入・歳出)



② 特別会計・企業会計の状況(歳出)

■ 特別会計			
区分	予算額	支出済額	執行率
後期高齢者医療	3億 523万円	2億9,208万円	95.7%
国民健康保険	21億9,875万円	20億 711万円	91.2%
介護保険	14億4,461万円	13億1,172万円	90.8%
仙南夜間初期急患センター事業	4,370万円	3,802万円	87.0%
地方卸売市場事業	349万円	174万円	49.9%

■ 企業会計				
区分	予算額	支出済額	執行率	
水道事業	収益的支出	5億9,765万円	5億3,251万円	89.1%
	資本的支出	3億6,527万円	3億1,172万円	85.3%
公共下水道事業	収益的支出	6億3,421万円	5億7,706万円	91.0%
	資本的支出	7億3,372万円	6億8,409万円	93.2%

水道週間(6月1日~7日) 水道水 安心・安全 これからも



出典(公社)日本水道協会

今年も6月1日から7日まで水道週間が実施されます。日ごろの生活のなかで無くてはならない水道水ですが、使うまでは多くの人々のさまざまな手間がかけられて供給されています。ぜひこの機会に水道の大切さと大河原町の水道について考えてみませんか。

ご家庭に安全・安心な水道水 をお届けするために

水道水の安全性を守るため、大河原町では毎月町内4か所で水質検査を行っています。
水質に関する基準は、水道法に定められた飲料水としての水質基準に適合しなければならず、各ご家庭の蛇口から出る水を厳しく検査しています。

【表①】大河原町給水装置指定店(町内業者のみ)

事業所名	電話番号
いこい住設(株)	52-2161
(株)さくら設備	53-2510
(有)高木設備工業	53-2868
瀬古設備	53-4679
丸和サテック(株)	53-3511
(株)耕建設	52-2172
(有)イーエムエック	52-8730
(株)タカヤ	52-3320
ランドマーク不動産(株)	52-0466
佐々木設備	86-4380

また、災害が起きても、私たちの生活を支える大切な水を止めないよう配水施設や水道管を地震に強いものに造り替えるなど、町の道路などに埋設されている古い水道管を毎年計画的に交換し、災害に強い水道づくりを目指しています。

また、災害が起きても、私たちの生活を支える大切な水を止めないよう配水施設や水道管を地震に強いものに造り替えるなど、町の道路などに埋設されている古い水道管を毎年計画的に交換し、災害に強い水道づくりを目指しています。

安全な水道を使う上でご自宅の水道設備の維持管理は欠かせませんので、ご理解ご協力をお願いいたします。

☆漏水がおこったとき
漏水を発見したときは町に登録のある水道業者【表①】に修理をご依頼ください(費用はお客様負担となります。登録のない業者は修理等ができませんのでご留意願います)。
※漏水箇所や状況によっては水道料及び下水道使用料の減免を受けることができます。

水道設備の維持管理

私有地内の水道関係の設備は地下に埋まっている管も蛇口もお客様の所有物となります。
安全な水道を使う上でご自宅の水道設備の維持管理は欠かせませんので、ご理解ご協力をお願いいたします。

水抜栓を操作するときの注意点

ご家庭においての凍結防止策や漏水時の一時止めなどのために水抜栓があります。



水 抜 栓

① 水抜栓の役割

メータボックス内に水道メータと一緒に設置されているハンドル状のものが「水抜栓」です。ここで蛇口までの間の水道管の水を抜くことで、冬の外気温低下による宅内水道管の凍結を防ぐ役割があります。また、蛇口のパッキン交換や漏水工事の際の一時止めにも使用されます。

② 操作方法

水抜栓を操作する場合には、「あける(左)」、「しめる(右)」のどちらとも、**ハンドルが完全に止まるまで**回してください。回している途中はハンドル部分より水が流れるしくみになっていきます(水抜きのため)が、ハンドルを完全に止まるまで回すことにより、その後も水が流れるようになっていきます。操作の後にはハンドルから水が流れていないか十分にご確認ください。操作が不完

水道事業の運営

全だと水漏れの状態が続くことになり、水道料に影響が出る場合がありますのでご注意ください。

水道事業は、皆様から納入していただく水道料金で運営される独立採算が原則の事業です。そのため、料金の未納があると水道事業運営に重大な支障をきたすこととなります。

多くの人が利用できるよう、また、納入者との公平性を保つためにも、「3ヶ月分未納者」を対象に給水の停止を実施し、初期段階の未納状況で納入を促しています。水道の安定した供給の維持のため、ご理解をお願いします。

水道に関する問合せ先
上下水道課(1階①番窓口)
☎0224-53-2116

- 水道業務係
 - ・水道料金に関すること
 - ・給水装置に関すること
- 水道施設係
 - ・本管工事に関すること